

社会福祉法人王滝村社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人王滝村社会福祉協議会定款第23条及び第9条の規定に基づき、役員及び評議員、並びに会長が事業の一部を依頼した者(以下「役員等」という。)の報酬に関する事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、別表の通りとする。

(支給の方法)

第3条 報酬の支給の方法は、次の通りとする。

- (1) 会 長 毎月21日に、その月の報酬月額を支給する。
 - (2) 副会長 毎年3月に、報酬年額を支給する。
 - (3) 理 事 毎年3月に、報酬日額又は半日額に、その年の理事会に出席した回数に乗じて得た額を支給する。ただし、本号の理事には、会長及び副会長を含まないものとする。
 - (4) 監 事 毎年3月に、報酬年額を支給する。
 - (5) 評議員 毎年3月に、報酬日額又は半日額に、その年の評議員会に出席した回数に乗じて得た額を支給する。
 - (6) 会長が事業の一部を依頼した者 毎月25日を基準日に、報酬日額又は半日額に、その月の事業に出席した回数に乗じて得た額を支給する。
- 2 前項第1号において、会長が月の途中で就任又は退任したときは、日割りにより計算した報酬月額(ただし、100円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)を支給する。
- 3 第1項第2号又は第4号において、1年に満たない在任期間があるときは、報酬年額を12で除した額(ただし、100円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)に在任月数に乗じて得た額を支給する。この場合、就任又は退任した月の日数が10日に満たない場合は、その月を在任月数に含めないものとする。

(支給の制限)

第4条 職員と役員を兼務し、職員給与を支給されている者は、役員報酬を支給しない。

- 2 役員及び評議員が、地方公共団体の職に就いているときは、報酬を支給しない。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、評議員会の議決を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人王滝村社会福祉協議会々長の報酬及び理事、評議員の費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

社会福祉法人王滝村社会福祉協議会役員等報酬

H29.4.1 改定

職 名	報酬月額	報酬年額	報酬日額
会 長	28,000円	—	—
副 会 長	—	96,000円	—
理 事 ※会長及び副会長を除く	—	—	7,000円 (4,000円)
監 事	—	36,000円	—
評 議 員	—	—	7,000円 (4,000円)
会長が事業の 一部を依頼し た者	—	—	7,000円 (4,000円)

注) 報酬日額の欄中、半日以下の場合は () 内の額とする。